

第六号議案

大分県教育委員会公告式規則の一部改正について

大分県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会公告式規則（昭和三十四年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その末尾に教育長が署名し」を「、教育長が署名（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をし」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）による地方自治法の一部改正の趣旨に鑑み、大分県教育委員会の定める規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公布時における教育長の署名の方法に電子署名を追加したいので提案する。

○ 大分県教育委員会公告式規則（昭和三十四年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（規則の公布）</p> <p>第二条 大分県教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布年月日を記入して、<u>教育長が署名（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第十六条第四項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。</u>）をし、大分県教育委員会</u>の名で公布する。</p> <p>2（略）</p> <p>第三条・第四条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（規則の公布）</p> <p>第二条 大分県教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布年月日を記入してその末尾に<u>教育長が署名し</u>、大分県教育委員</p> <p>会の名で公布する。</p> <p>2（略）</p> <p>第三条・第四条（略）</p>

## 大分県教育委員会公告式規則の一部改正の概要

### 1 大分県教育委員会公告式規則の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、大分県教育委員会の定める規則、告示及びその他の規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公布に関し、必要な事項を定めるもの

### 2 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号。以下「第15次地方分権一括法」という。）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正の趣旨に鑑み、規則等の公布時における教育長の署名の方法に電子署名を追加する。

#### ※ 地方自治法の一部改正について

第15次地方分権一括法により、地方自治法が一部改正され、条例公布時における首長の署名の方法に電子署名が追加された（令和7年5月施行）。

#### ※ 県教育委員会における電子署名について

これまで公印を押印し紙で施行していた処分通知のデジタル化のため、電子ファイルに電子署名を付与することができる「処分通知等電子署名システム」が令和8年4月1日から導入されることで、規則等の公布時における教育長の電子署名を実施することが可能となる。

### 3 主な改正内容

規則等の公布時における教育長の署名の方法に電子署名を追加する。

### 4 施行期日

令和8年4月1日